

令和 4 年度  
北海道おといねっふ美術工芸高等学校  
入学者選抜の手引

音威子府村教育委員会

令和 3 年 1 0 月

# 目 次

令和4年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校 一般入学者選抜実施要項	1
---------------------------------------	---

令和4年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校 推薦入学者選抜実施要項	6
---------------------------------------	---

## <資料>

令和4年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜に おける学校裁量についての実施予定	8
--	---

令和4年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜に おける「推薦の要件（志望してほしい生徒像）」	8
--	---

北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則	9
-------------------------	---

# 令和4年度北海道おといねっぷ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和3年8月31日教育長決定)

この要項(以下「おといねっぷ一般要項」という。)は、令和4年度の北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の入学者の選抜(推薦による入学者を除く)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集人員

全日制工芸科40名(ただし推薦による入学者を含む)

## 2 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「道立一般要項」という。)の「2 出願資格」に準じる。

### 【留意事項】

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則(平成30年音威子府村教育委員会規則第1号)の定めるところによる。

## 4 出願できる学科

全日制課程 工芸科

## 5 出願の受付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 6 出願の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」に準じる。ただし、北海道通学区域規則を北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則とする。また、写真台紙及び受検票については、別記、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校様式とし、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとする。

### (1) 入学願書

おといねっぷ一般要項で定める入学願書とする。

また、留意事項については道立一般要項に準じる。ただし、1における「学校教育局高校教育課」を「音威子府村教育委員会」(以下「村教委」という。)とする。

### (2) 入学検定料

音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例(昭和58年12月21日条例第12号)に定める金額(2,200円)を、願書同封のゆうちょ銀行払込取扱票により納入し振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼付すること。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」の【留意事項】に準じる。  
ただし、(2)アの留意事項の1については該当しない。

## 7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「7 出願状況の発表」の【留意事項】に準じる。

## 8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。

ただし、(2)ア(ア)の留意事項の2における「通学区域規則第3条」を「北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則(平成30年音威子府村教育委員会規則第1号)第4条」とする。

## 9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。

ただし、(5)の下の留意事項の2(4)における「所轄の教育局及び学校教育局  
高校教育課」を「音威子府村教育委員会、上川教育局及び北海道教育庁学校  
教育局高校教育課」とし、音威子府村教育委員会から指示を受けること。

## 10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じ、3月4日(金)に行う。

## 11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

## 12 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

## 13 追検査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

ただし、(5)における面接については、学力検査終了後に行うこととする。

### 【留意事項】

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。

## 14 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 15 合格発表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 16 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

## 17 第2次募集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、(6)における入学願書及び入学検定料については、おといねっぷ一般要項の「6 出願の手続」に定めるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。

## 18 道外からの出願者の手続

おといねっぷ一般要項の「6 出願の手続」と同様の手続とする。

ただし、個人調査書及び学習成績一覧表については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

## 19 学力検査の得点の口頭による開示

道立一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」の【留意事項】に準じる。

## 20 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

## 21 その他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。

※受検番号

( )

# 入学願書

令和 年 月 日

北海道おといねっふ美術工芸高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

貴校に入学したいので、許可してください。

出願課程	全日制の課程	出願学科	第1志望	第2志望	第1志望及び第2志望の学科以外への入学の希望	希望の有無	学科名
			工芸科			有・無	科
出願者	ふりがな 氏名		昭和・平成 年 月 日生	ふりがな 氏名			
	現住所	□□□-□□□□	<b>見</b>	現住所	□□□-□□□□	<b>本</b>	
	出身(在籍) 中学校			電話 ( ) - 番			
	中学校卒業 (卒業見込) 年月日	平成 卒業 年月日 令和 卒業見込		出願者 との関係			
	入学者選抜における特別な配慮の希望の有無					有 ・ 無	
全日制の課程の本学科へ就学するときの区分		1 北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則第2条による就学 2 北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則第4条による就学					
備考							

## 記入上の注意

- 出願者の「生年月日」「中学校卒業(卒業見込)年月日」は算用数字で記入し、「卒業・卒業見込」欄及び「全日制の課程の本学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。

# 写真台紙

※受検番号 ( )

ふりがな 出願者氏名	<b>見 本</b>
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道おといねっぶ 美術工芸高等学校 (※北海道 高等学校)
課程	全日制の課程
学科	工芸科 (※ 科)

(令和三年十月一日以降に撮影したもの)

写真を貼る位置

(縦七センチメートル、横五センチメートル)

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
2 推薦による入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書すること。

令和4年度北海道おといねっぶ  
美術工芸高等学校受検票

※受検番号 ( )

出願者氏名	<b>見 本</b>
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道おといねっぶ美術工芸高等学校 (※北海道 高等学校)
課程	全日制の課程
学科	工芸科 (※ 科)

記入上の注意  
※印の欄は、記入しないこと。

2 推薦による入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書すること。

検査時間	3月	第1部 国語	9:20~10:15
		第2部 数学	10:35~11:30
	3日	第3部 社会	11:50~12:45
		第4部 理科	13:35~14:30
	(木)	第5部 英語	14:50~15:45
持参品	(1) 受検票		
	(2) 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り ※計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンやPHSを含む。)、英語辞書付時計等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。		
	(3) 上履及び昼食		

# 令和4年度北海道おといねっぷ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和3年8月31日教育長決定)

この要項(以下「おといねっぷ推薦要項」という。)は、令和4年度の北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 出願資格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「道立推薦要項」という。)の「3 出願資格」に準じる。ただし、(1)における「道内」を「国内全域」とする。

### 【留意事項】

- 1 北海道おといねっぷ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務の適正を図ること。
- 3 令和4年3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が、出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

## 2 対象学科

### 全日制課程 工芸科

出願できる者の範囲は、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則(平成30年音威子府村教育委員会規則第1号)の別表に示された地域に保護者の住所が存する者のほか、同規則4条による者とする。(国内全域の就学希望者)

## 3 推薦による入学者の範囲

募集人員の50%程度の数とする。

## 4 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 5 出願の手続

### (1) 出願できる学科

出願できる学科は、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の工芸科とする。

### (2) 出願書類の交付

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の交付」に準じる。

ただし、「ア 入学願書」については、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校学則(平成30年教育委員会規則第1号)第13条の規定による入学願書とする。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の交付」の【留意事項】に準じる。

### (3) 出願書類の提出及び受付

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(3) 出願書類の提出及び受付」に準じる。ただし、「ア 入学願書の提出」については、次のとおりとする。

出願者は、音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例(昭和58年12月21日条例第12号)に定めるところにより、入学検定料(2,200円)を、願書同封のゆうちょ銀行払込取扱票により納入し振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼付すること。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(3) 出願書類の提出及び受付」の【留意事項】に準じる。



## 6 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「6 出願状況の発表」の【留意事項】に準じる。

## 7 出願変更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

## 8 面接等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。

## 9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 中学校長から提出された個人調査書、推薦書等
- (2) 面接の結果

## 10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

## 11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」の【留意事項】に準じる。

## 12 再出願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。

## 13 合格発表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

## 15 その他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。

令和4年度 北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜における  
学校裁量についての実施予定

学 区	学 校 名	学 科 名	推 薦 入 試					一 般 入 試										
			入 学 枠 (% 程 度)	面接以外に実施する項目					学 力 検 査 等 の 実 施				複 数 尺 度 に よ る 選 抜 で 重 視 す る 項 目					
				英 語 の 聞 き 取 り テ ス ト	英 語 に よ る 問 答	実 技	作 文	自 己 ア ピ ー ル 文 の 提 出	学 力 検 査	実 技	作 文	面 接		学 力 検 査 の 成 績 を 重 視	個 人 調 査 書 等 を 重 視			
												全 員	過 年 度 卒		評 定 : 学 力	個 人 調 査 書		実 技 等
学 校 裁 量 問 題	傾 斜 配 点 の 教 科 ( 倍 率 )	個 人	集 団	個 人	特 別 活 動 の 記 録	総 合 所 見 等												
道内 全域	おとい ねっふ 美術工芸	工 芸	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7:3	7:3	○	○	面 接

令和4年度 北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜に  
おける「推薦の要件（志望してほしい生徒像）」

学 区	学 校 名	学 科 名	入 学 枠 (% 程 度)	推 薦 の 要 件 ( 志 望 し て ほ し い 生 徒 像 )
道内 全域	おとい ねっふ 美術工芸	工 芸	50%	【次のうちのいずれかに該当する生徒】 1 工芸や美術に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する生徒 2 学習に積極的に取り組み、進路目標が明確で前向きな高校生活を送る意志を持っている生徒 3 部活動、生徒会活動、ボランティア活動、国際理解等に興味・関心を持ち、教科等の学習と両立を図る意志のある生徒

※「北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則」により、  
**学区外（国内全域）からの出願も可能**です。

北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則、その他本校の入学者選抜に係わる詳細は北海道おといねっふ美術工芸高等学校にお問い合わせ下さい。また、下記のホームページでも御覧になれます。

北海道おといねっふ美術工芸高等学校のURL

<http://otoineppu-h.ed.jp>

学校所在地 〒098-2501 中川郡音威子府村字音威子府181番地1

電話 01656(5)3044 FAX 01656(5)3838

※入学者選抜に係わるその他の事項については、「令和4年度道立高等学校入学者選抜の手引」並びに「令和4年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜の手引」に従って実施します。

# 北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則

平成30年8月30日

音威子府村教育委員会規則第1号

## (目 的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校（以下「おといねっぷ美術工芸高校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定めることを目的とする。

## (通学区域)

第2条 おといねっぷ美術工芸高校への就学（転学若しくは編入学又は転籍による場合も含む。以下同じ。）に係る学区は、別表のとおりとする。

第3条 おといねっぷ美術工芸高校へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）は学区内にその保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）の住所の存する者とする。

## (学区外就学)

第4条 毎学年の初めにおける第1学年の入学の場合において、前条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、第1学年の生徒の入学定員に100分の50を乗じて得た数の範囲内で、おといねっぷ美術工芸高校に就学することができる。

第5条 おといねっぷ美術工芸高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

## (教育長への委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日におといねっぷ美術工芸高校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前におといねっぷ美術工芸高校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1）による。
- 3 音威子府村立高等学校通学区域規則（平成12年8月24日教委規則第4号）を廃止する。

## 別 表

就学すべき高等学校	通 学 区 域
北海道おといねっぷ美術工芸高等学校	道 内 全 域